

第4章 自然環境保全

第1節 自然環境保全	109
1. 自然環境	109
2. 自然環境現況調査	109
3. 地域開発環境配慮指針の策定	112
4. 「よっかいちの自然」の編集・発行	112
5. 自然環境保全推進事業	113
6. 智積養水	113
7. 四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画の策定	113

第1節 自然環境保全

1. 自然環境

本市は、西に標高約1,000mの鈴鹿山脈、東に伊勢湾を臨み、自然海岸である吉崎海岸をはじめ、すばらしい自然環境に恵まれている。

市域の地質は概ね新世代第三紀以降の堆積岩であり、気候は太平洋側の平均的なもので温暖多雨である。植生は、シイノキ・カシ類などの常緑広葉樹林が優占し、多くの湿原性植物が生育する御池沼沢植物群落、東阿倉川イヌナシ自生地、西阿倉川アイナシ自生地は、いずれも国の天然記念物に指定されている。また、国の特別天然記念物のニホンカモシカが鈴鹿山地に生息するのをはじめ、豊富な植物相を反映して、多種類の動物が生息している。また、市街地周辺の伊坂・山村ダム、一生吹山一帯の地域、南部丘陵公園から泊山公園などを含む丘陵部分、溜池や緑に囲まれた垂坂公園などは市民の憩いの場として親しまれている。

2. 自然環境現況調査（昭和61～63年度）

本市では、今までの工業用地開発、宅地造成等により豊かな自然が破壊され、また荒廃してしまったところも多くある。

「快適で潤いのあるまち」を目指す本市にとって、今や自然の保護・保全は市政の重要な課題であると同時に、次代の人々に対する大きな責務でもある。

こうした見地から、開発造成の都市化が急速に進行する中で、人間生活に欠くことのできない貴重な自然をできる限り保護・保全し、自然と調和のとれた開発を進めるため、学術上重要なものの、絶滅の恐れのあるもの、貴重なもの、自然界で重要な役割を有するもの等の調査を専門家に依頼して、自然環境保全現況調査事業を行った。

I. 調査項目 植物現況調査

動物現況調査

地形・地質現況調査

II. 調査区域 四日市市全域

III. 調査委託先および調査期間

植物 四日市市自然環境保全現況調査グループ

代表 南川 幸

調査期間 昭和61、62年度

動物 四日市市野生動物調査会

代表 村井俊郎

調査期間 昭和62、63年度

地形・地質 四日市市土地分類調査会

代表 山田純

調査期間 昭和63年度、平成元年度

(1) 植物現況調査概要

昭和61、62年度において、植物現況調査として本市全域における植生調査および植生図作成を行った。

植生調査にあたっては、まず市全域の植被に関する既報や航空写真をもとに、市域の植生概要を把握した上で、できるだけむらなく現地で分析記録する植生調査を実施した。

さらに、植生調査の結果をもとに、現存植生図（縮尺1：25,000）、潜在自然植生図（縮尺1：25,000）、そして項目別自然保全地図（縮尺1：25,000）が作製された。

四日市市の自然植生は、社寺叢の一部に残されている自然植生の破片的植物群落や、それの近くまで遷移の進行した植物群落および各種の代償植生の種組成などから推定して、シイノキ・カシ類・ヤブツバキ・サカキ・モチノキ・タブノキ・カクレミノなどの常緑広葉樹林が優占し、それにより特徴づけられた照葉樹林であることは明らかである。

市域植生の緑被環境の主体をなす樹林について調査を行った結果、56科211種、15変種、10亜種が自生または野生して樹林を構成していた。

現存植生の群落単位をもとに49の植生凡例で現存植生図（縮尺1：25,000）の作製を行った。

潜在自然植生は、群落単位の種組成、生態的特質及び空間的配分、さらに土地利用等の基礎データによって12の群落単位にまとめ、潜在自然植生図（縮尺1：25,000）を作製した。

以上の結果をまとめ、平成元年度に「四日市市の植生と植物相」を刊行した。（300部）

(2) 動物現況調査概要

昭和62・63年度において、動物現況調査として、市域を代表する植生環境地及び特別指定地を拠点として調査を行った。

代表環境及び拠点地域は以下のとおりである。

代表植生環境	拠点となる地域
山地森林環境	水沢山地
丘陵人里環境	(仮称) 垂坂公園予定地 南部丘陵公園
寺社林環境	神明神社（尾平町） 長松神社
乾燥草地環境	内部川上流域 内部川中流域 内部川下流域
湿生草地環境	御池沼澤地
海浜地環境	吉崎海岸（磯津）
人工緑地環境	霞ヶ浦緑地公園
河川環境	中央緑地 朝明川 三滝川 内部川
湖水環境	伊坂ダム

調査方法は、調査対象動物によって異なるが、概ね目視、採集、トラップ捕獲、フィールドサイン、ハンドソーティング、鳴き声などの現況調査を中心に、その他聞き込み等の調査を実施した。

調査対象は、動物部門の骨格となる哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、淡水魚類、昆虫類及び蜘蛛類について確認調査を行った。

その結果、今回の調査では以下の動物が確認された。

I.	哺 乳 類	ニホンザル、キツネ、ニホンカモシカ等	7 目	14 科	23 種
II.	鳥 類	オシドリ、キジ、ホトトギス等	16 目	14 科	135 種
III.	は 虫 類	イシガメ、ヤモリ、マムシ等	2 目	7 科	12 種
IV.	両 生 類	イモリ、ウシガエル、モリアオガエル等	2 目	6 科	15 種
V.	淡 水 魚 類	アユ、メダカ、オオクチバス等	7 目	12 科	37 種
VI. 昆 虫 類					
	鱗翅目蝶類	イチモンジセセリ、キリシマミドリシジミ等	9 科	69 種	
	鱗翅目蛾類	シロテントガリバヒメハマキ、ガマヨトウ等	45 科	1,165 種	
	膜翅目ハチ類	オオフタオピドロバチ、オスグロハバチ等	15 科	76 種	
	膜翅目アリ類	メクラナガアリ、イガウロコアリ等	1 科	63 種	
	蜻蛉目	ムカシヤンマ、アキアカネ等	11 科	66 種	
	直翅類	クチナガコオロギ、アオマツムシ、ヒサゴクサキリ等	10 科	67 種	
	半翅目蟬類	ハルゼミ、エゾセミ、チッチゼミ等		10 種	
	甲虫類	マヤサンオサムシ、クロモンヒラナガゴミムシ等	93 科	1,260 種	
	土壤性甲虫類	セマルツヤアリモドキ、イワワキオチバゾウムシ等	42 科	170 種	
VII.	真正蜘蛛類	ジグモ、ユウレイグモ、ヨツボシヒメアシナガグモ等	30 科	191 種	

以上の結果のまとめ、平成2年度に「四日市市の野生動物」を刊行した。（300部）

(3) 地形・地質現況調査概要

昭和63・平成元年度において、地形・地質調査として昭和33・34年度に経済企画庁、四日市市により行われた土地分類基本調査を基に、研究資料と現地調査により実施した。

調査対象は以下のとおりである。

I 地形（山地・丘陵・台地・低地）

① 地形分類図

② 起伏量図・谷密度図

II 地質（中生界・新生界・第四系）

① 表層地質図

② 表層地質柱伏図

III 地下水

- ① 地下水の可能涵養量
- ② 地下水の揚水量
- ③ 地下水の賦存状態
- ④ 地下水の水位変動
- ⑤ 地下水の滞留時間
- ⑥ 地下水環境図

IV 土壤

- ① 農地土壤
- ② 林野土壤
- ③ 土壌図

以上の結果をまとめ、平成3年度に「四日市市の土地分類」を刊行した。(300部)

3. 地域開発環境配慮指針の策定

市民の生活環境の向上や地域社会の持続的な発展とあわせて、地域の環境資源をより良好な状態で将来の市民に引き継いでいくことが求められており、中長期的な視野に立ち、地域の持続的な発展と地域環境との調和をどのように図っていくかが重要な課題となってきた。

こうした課題の解決にあたっては、単に開発か保全かといった二者択一的な考え方ではなく、環境を資源として認識し、環境資源の保全と再生、適切な活用や創造といった長期的・総合的な観点からの検討が必要であり、市民・事業者・行政が相互に協力して取り組むことが求められている。

このような中で、市内に残された良好な自然環境地である内陸地域を対象として、地域の自然環境等が有している環境資源としての特性を踏まえ、環境利用に際しての環境面から配慮すべき事項を明らかにし、環境利用の仕方によっては、環境へのマイナスの影響をより小さく、プラスの影響をより大きくするために、平成6年3月に四日市市地域開発環境配慮指針を策定した。

さらに、平成6年度には、事業者、市民等に対する普及・啓発を目的として、同配慮指針概要書を作成した。

4. 「よっかいちの自然」の編集・発行

市内の身近な自然を知り、親しむことができるガイドブックとして、動植物の写真を中心に編集した小冊子「よっかいちの自然」(全4集)を発行した。

第1集 里山の林

第2集 市街地とその周辺

第3集 川・水田・湿地

第4集 海岸・河口

5. 自然環境保全推進事業

平成22年度は、伊坂ダム周辺緑地や南部丘陵公園を主なフィールドとして、市民の自然保護意識の高揚を図ることを目的として、四日市自然保護推進委員会に自然環境保全推進事業を委託した。

平成23年度から平成27年度は、吉崎海岸の維持管理を目的として、楠地区まちづくり協議会に吉崎海岸除草・清掃等業務を委託した。

6. 智積養水

智積養水は、本市西部に位置し、菰野町神森地内の蟹池に源を発する寺井川が智積町地内を流れ、生活用水、農業用水として利用されているものである。

智積町の中心に位置する桜岡山西勝寺を囲むように流れる智積養水は、かつて野菜や食器を洗う生活用水として、また広大な田畠を潤す農業用水として住民の暮らしを支えてきた。しかし、時代の移り変わりとともに汚れて、ゴミさえも沈んでいるようになった。

昭和47年、「地域を美しくしよう」という運動の一環として、智積町と桜町子供会が養水に鯉を放流した。以来、毎年放流を続けた結果、「鯉の住む街」として話題を集めるようになり、養水美化運動も地域にしっかりと根づいてきている。

このような活動は、子供達の水質保全への意識の高揚と情操教育に役立っている。また、地元自治会では、水路を定期的に清掃、巡回している。

このような保全活動が認められ、智積養水は昭和60年に環境庁より「名水百選」の一つとして認定された。

本市では、平成元年度より平成21年度まで智積養水の保全活動に対して支援を行った。

7. 四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画の策定

「四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画」は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」という。）に基づく国の「特定外来生物^{※1}の防除の確認」を受け、適切かつ効果的にアライグマやヌートリアの防除^{※2}を行うことを目的として平成27年4月に策定した。

「外来生物法」に基づく「特定外来生物」について、四日市市内では、近年、アライグマの目撃等に関する本市への通報件数が増加しており、野生化したアライグマの生息分布が急速に拡大していることが推測される。また、四日市市内や近接地域では、ヌートリアの生息が確認されている。今後、これらの特定外来生物による農畜産物の食害や家屋侵入時の糞尿等による生活環境

被害、生態系への被害の拡大が懸念されることから、早期の分布状況の把握や防除を、市民や近隣市町村、県、国等と連携しつつ、計画的に進めることが重要である。

平成27年度の当計画に基づく処分頭数は113頭であった。

※1 特定外来生物

外来生物とは、本来日本には生息していない動植物が、人間の行動によって、意図的・非意図的に関わらず、外国から入ってきたもの。外来生物法では、特に生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を及ぼす外来生物を「特定外来生物」として指定し、野外へ放つことが禁止されるとともに、輸入・販売・飼育も原則禁止されている。また、地方公共団体等は、外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、国の確認を受けることで、捕獲処分等の防除を実施できる。

※2 防除

特定外来生物による被害を防止するための捕獲及び処分、侵入の予防措置、被害発生の防止措置のことをいう。